

一、相关新法令、新政策

● 合格境外机构投资者参与股指期货交易指引

【发布单位】中国证券监督管理委员会
【发布文号】中国证券监督管理委员会公告〔2011〕12号
【发布日期】2011-05-04
【实施日期】2011-05-04
【内容提要】根据该指引：合格投资者参与股指期货交易，只能从事套期保值交易，并按照中国金融期货交易所的有关规定执行。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201105/t20110506_195178.htm

● 关于抑制平板玻璃产能过快增长引导产业健康发展的通知

【发布单位】工业和信息化部
【发布日期】2011-05-03
【内容提要】该通知要求对平板玻璃行业严格市场准入管理，控制新增产能、淘汰落后产能等。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/09/content_1860158.htm

● 关于修订电器附件产品强制性认证实施规则的公告

【发布单位】中国国家认证认可监督管理委员会
【发布文号】中国国家认证认可监督管理委员会2011年第9号公告
【发布日期】2011-05-09
【实施日期】2011-08-01
【内容提要】该公告对电器附件产品（包括电线组件、家用和类似用途插头插座、家用和类似用途固定式电器装置的开关、工业用插头插座和耦合器、家用和类似用途器具耦合器、热熔断体、家用和类似用途固定式电器装置电器附件外壳、小型熔断器的管状熔断体等8类）的强制性认证实施规则进行了修订。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/412935.shtml>

一、関連する新法令、新政策

● 適格海外機関投資家株価指数先物取引参与手引

【発布機関】中国証券監督管理委員会
【発布番号】中国証券監督管理委員会公告〔2011〕12号
【発布日】2011-05-04
【施行日】2011-05-04
【概要】本手引によると、適格投資家が株価指数先物取引に参加する場合、ヘッジング取引しか取扱うことができず、且つ中国金融先物取引所の関係規定に基づき実施する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。：
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201105/t20110506_195178.htm

● フラットガラス生産能力の速過ぎる増長を抑制し健全な発展を誘導することについての通知

【発布機関】工業情報部
【発布日】2011-05-03
【概要】本通知は、フラットガラス業種に対し、市場参入管理を厳格にし、生産能力の新たな増長を統制し、立遅れた生産能力を淘汰するよう求めている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/09/content_1860158.htm

● 電器附属製品強制認証実施規則を改正することについての公告

【発布機関】中国国家認証認可監督管理委員会
【発布番号】中国国家認証認可監督管理委員会2011年第9号公告
【発布日】2011-05-09
【施行日】2011-08-01
【概要】本公告は、電器附属製品製品（電線ユニット、家庭用及び類似用途プラグ・コンセント、家庭用及び類似用途の固定式電器装置のスイッチ、工業用プラグ・コンセント及びカプラー、家庭用及び類似用途の器具カプラー、温度ヒューズ、家庭用及び類似用途固定式電器装置電器附属外側ケース、小型溶解切断器のパイプ状溶解切断器等8タイプを含む）の強制認証実施規則を改正している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/412935.shtml>

● 关于委托执行若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释〔2011〕11号
 【发布日期】2011-05-03
 【实施日期】2011-05-16
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=146385&key=%B7%A8%CA%CD

● 委託試行の若干問題に関する規定

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法釈〔2011〕11号
 【発布日】2011-05-03
 【施行日】2011-05-16
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=146385&key=%B7%A8%CA%CD

● 关于坚持和完善土地招拍挂出让制度的意见

【发布单位】国土资源部
 【发布文号】国土资发〔2011〕63号
 【发布日期】2011-05-13
 【内容提要】该意见要求加强土地出让政策在房地产市场调控中的作用。包括完善土地招拍挂出让政策、推进土地使用权出让网上运行、完善土地招拍挂出让合同等。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mlr.gov.cn/zwgk/zytz/201105/t20110513_865511.htm

● 土地の入札募集・競売・公募による私下制度を貫徹し整備することについての意見

【発布機関】国土资源部
 【発布番号】国土資発〔2011〕63号
 【発布日】2011-05-13
 【概要】本意見では、土地私下制度の不動産市場調整における役割の強化を求めている。これには土地の入札募集・競売・公募による私下制度の整備、土地所有権下のオンライン上の運行の推進、土地の入札募集・競売・公募による私下契約の整備等が含まれる。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mlr.gov.cn/zwgk/zytz/201105/t20110513_865511.htm

● 关于进一步下放外商投资项目核准权限的若干意见（上海）

【发布单位】上海市发展和改革委员会
 【发布文号】沪发改外资〔2011〕022号
 【发布日期】2011-04-26
 【内容提要】该意见下放了上海市外商投资项目的核准权限（下放后，上海市各级外资项目核准部门的权限如下表），并要求加强产业引导：

- 引导外资投向先进制造业、战略性新兴产业和现代服务业；
- 促进外商投资项目向开发区集聚；
- 严格限制“两高一资”（高耗能、高污染、资源性）和低水平、过剩产能扩张及盲目重复类项目建设。

● 外商投資プロジェクトの認可権限を一層委譲することについての若干の意見（上海）

【発布機関】上海市發展改革委員會
 【発布番号】滬发改外資〔2011〕022号
 【発布日】2011-04-26
 【概要】本意見は、上海市外商投資プロジェクトの認可権限を委譲し（委譲後は、上海市各レベルの外資プロジェクト認可部門の権限が下表の通りとなる）、且つ産業の誘導を強化しよう求めている。

- 外資の投資先を製造業、戦略的新興産業及び近代サービス業へと誘導する。
- 外商投資プロジェクトの開発区への集約を促進する。
- 「二高一資源」（エネルギー消費量が多く、汚染が深刻であり、資源消費型のもの）及び低水準、過剰な生産能力の拡張及び盲目的に重複したプロジェクトの建設を厳格に制限する。

上海市各级外资项目核准部门的权限	
上海市发展和改革委员会	总投资3亿美元（包括增资；下同）以下的鼓励类、允许类项目，总投资5000万美元以下的限制类项目，除另有规定外。
上海市人民政府确定的机构	所属区域内总投资3亿美元以下的鼓励类、允许类项目。 备注：上海市人民政府确定的机构包括上海综合保税区管委会、张江高科技园区管委

上海市各レベル外資プロジェクト認可部門の権限	
上海市發展改革委員會	総投資額が3億米ドル（増資を含む。以下同じ）以下の奨励類、許可類プロジェクト、総投資額が5000万米ドル以下の制限類プロジェクト。別途規定がある場合は除く。
上海市人民政府が確定した機関	所属区域内の総投資額が3億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクト。 備考：上海市人民政府が確定した機関であり、具体的に含まれる機関には上海総合保税区管

	会、化学工业区管委会、临港产业区管委会、长兴岛开发建设管委会办公室、虹桥商务区管委会、国务院批准在上海设立的出口加工区管委会等。
浦东新区	所属区域内总投资 3 亿美元以下的鼓励类、允许类项目。
中心城区	所属区域内总投资 3 亿美元以下的鼓励类、允许类服务业项目和其他 1 亿美元以下鼓励类、允许类项目。
郊区(县)	所属区域内总投资 3 亿美元以下的鼓励类、允许类工业项目和其他 1 亿美元以下鼓励类、允许类项目。
特殊规定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 农林水利、能源、交通运输、城建、社会事业等领域项目，按照《上海市核准的投资项目目录细则》规定由上海市发展和改革委员会核准的，仍由上海市发展和改革委员会核准； ▪ 总投资 1 亿美元以上的住宅类房地产开发项目，由上海市发展和改革委员会核准。

【备注】

1. 该意见引用的上位法《上海市外商投资项目核准暂行管理办法》(沪府发〔2008〕33号)已被《[关于批转市发展改革委修订的<上海市外商投资项目核准暂行管理办法>的通知](#)》(沪府发〔2011〕14号)废止，但该意见中关于上海市外商投资项目核准权限的数额等，与修订后的《上海市外商投资项目核准暂行管理办法》一致。因此，估计该意见引用已废止的上位法，系笔误。
2. 根据《[上海市国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要](#)》以及律师与上海市发展和改革委员会的沟通，上海“中心城区”包括黄浦区、卢湾区、静安区、徐汇区、长宁区、普陀区、闸北区、虹口区、杨浦区、宝山区、闵行区；上海“郊区(县)”包括嘉定区、青浦区、松江区、金山区、奉贤区、崇明县。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai25558.html>

● [江苏省污水集中处理设施环境保护监督管理办法\(江苏\)](#)

【发布单位】江苏省人民政府
【发布文号】江苏省人民政府令第 71 号
【发布日期】2011-05-07
【实施日期】2011-07-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.jiangsu.gov.cn/tmzf/szfxqgk/szfxqgkml/szfqz/201105/P020110510567461401816.doc>

	理委员会、张江ハイテクパーク区管理委員会、化学工業区管理委員会、臨港産業区管理委員会、長興島開發建設管理委員会办公室、虹橋商務区管理委員会、國務院が上海での設立を許可した輸出加工区管理委員会等がある。
浦東新区	所属区域内の総投資額が 3 億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクト。
中心市街区	所属区域の総投資額が 3 億米ドル以下の奨励類、許可類サービス業プロジェクト及びその他 1 億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクト。
郊外区(県)	所属区域内の総投資額が 3 億米ドル以下の奨励類、許可類工事プロジェクト及びその他 1 億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクト。
特殊な規定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農林水利、エネルギー、交通運輸、都市建設、社会事業等の分野のプロジェクトは、「上海市政府が認可した投資プロジェクト目録細則」の規定に基づき上海發展改革委員会が認可したものについては、依然として上海市發展改革委員会が認可する。 ▪ 総投資額が 1 億米ドル以上の住宅類不動産開発プロジェクトは、上海市發展改革委員会が認可する。

【備考】

1. 本意見が引用する上位法「上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法」(滬府発〔2008〕33号)はすでに「[市發展改革委員会が改正した『上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』を転送することについての通知](#)」(滬府発〔2011〕14号)によって廃止されているが、本意見中の上海市外資プロジェクト認可権限の金額等は、改正後の「上海市外商投資プロジェクト暫定管理弁法」と一致している。したがって、本意見がすでに廃止した上位法を引用しているのは誤植であると思われる。
2. 「[上海市国民経済及び社会發展の第十二次五ヶ年計画概要](#)」及び筆者が上海發展改革委員会に確認した状況によると、上海市の「中心市街区」には、黄浦区、盧湾区、静安区、徐匯区、長寧区、普陀区、閘北区、虹口区、楊浦区、宝山区、閔行区が含まれ、上海の「郊外区(県)」には、嘉定区、青浦区、松江区、金山区、奉賢区、崇明县が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai25558.html>

● [江蘇省污水集中处理施設環境保護監督管理弁法\(江蘇\)](#)

【発布機関】江蘇省人民政府
【発布番号】江蘇省人民政府令第 71 号
【発布日】2011-05-07
【施行日】2011-07-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.jiangsu.gov.cn/tmzf/szfxqgk/szfxqgkml/szfqz/201105/P020110510567461401816.doc>

- [关于统一 2011 年度各项社会保险缴费工资基数和缴费金额的通知（北京）](#)

【发布单位】北京市社会保险基金管理中心
 【发布文号】京社保发〔2011〕25 号
 【发布日期】2011-05-09
 【法令全文】请点击以下网址查看：
 关于统一 2011 年度各项社会保险缴费工资基数和缴费金额的通知（北京）
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1166485.htm>
 关于确定 2011 住房公积金年度月缴存额上限的通知（北京）
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1166571.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [2011 年 04 月中国经济数据](#)

日前，中国统计局、海关总署等发布 2011 年 04 月中国经济数据，包括：

- [国民经济主要指标数据](#)（包括：工业生产、固定资产投资、房地产开发投资、CPI 等）。
- 进出口情况（包括：[全国进出口总值表](#)、[全国进口重点商品量值表](#)、[全国出口重点商品量值表](#)、[进出口商品主要国别（地区）总值表](#)、[进出口商品贸易方式总值表【累计、当月】](#)）等。

（里兆律师事务所 2011 年 05 月 13 日整理编写）

- [“十二五”时期税收发展规划纲要](#)

据悉，《“十二五”时期税收发展规划纲要》包括以下内容：

货物 劳务 税制 改革	<ul style="list-style-type: none"> ■ 扩大增值税征收范围，相应调减营业税等税收。 ■ 将大部分消耗资源、严重污染环境的商品以及高档奢侈品纳入消费税征收范围。 ■ 优化进出口税收制度。
--------------------------------	--

- [2011 年度各種社会保険費用納付対象給与基数及び納付金額を統一することについての通知\(北京\)](#)

【発布機関】北京市社会保険基金管理センター
 【発布番号】京社保発〔2011〕25 号
 【発布日】2011-05-09
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 2011 年度各種社会保険費用納付対象給与基数及び納付金額を統一することについての通知（北京）
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1166485.htm>
 2011 住宅公共積立金年間月額積立金上限を確定することについての通知（北京）
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1166571.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [2011 年 4 月中国経済数値](#)

先頃、中国統計部、税関総署等は 2011 年 4 月の中国経済数値を公表したが、具体的には以下のものが含まれる。

- [国民経済主要指数数値](#)（工業生産、固定資産投資、不動産開発投資、CPI 等が含まれる）。
- 輸出入状況（[全国輸出入総値表](#)、[全国輸入重点商品量値表](#)、[全国輸出重点商品量値表](#)、[輸出入商品主要国別（地区）総値表](#)、[輸出入商品貿易方式总值表【累計、当月】](#)が含まれる）等。

（里兆法律事務所が 2011 年 5 月 13 日付で作成）

- [「第十二次五ヶ年計画」期間中の税制発展計画概要](#)

情報筋によると、「『第十二次五ヶ年計画』期間中の税制発展計画概要」には以下の内容が含まれる。

貨物 劳务 税制 改革	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増値税征收範囲を拡大し、營業稅等の稅收を相応に下方調整する。 ■ ほとんどの資源消耗型、環境を著しく汚染する商品及び高級贅品を消費稅徵收範圍に組み入れる。 ■ 輸出入稅制制度を最適化する。
--------------------------------	--

所得 税制 改革	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 完善企业所得税制。 ▪ 推进个人所得税制改革，合理调整个税 税基和税率结构，提高工资薪金所得费 用扣除标准。
财产 行为 税制 改革	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究推进房地产税改革。 ▪ 完善资源环境税费制度。 继续推进费改税，按照价、税、费、租 联动机制，适当提高资源税税负，将重 要资源产品由从量定额征收改为从价定 率征收。
调整 完善 税收 政策	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 健全鼓励创新、引导投资和消费、促进 战略性新兴产业和高技术产业发展、支持 科研成果产业化、推动产业结构升级和 服务业发展的税收政策。 ▪ 落实企业研发费用加计扣除等促进技术 进步的税收激励政策。 ▪ 加大对发展循环经济的税收政策支持力 度。

(摘自《证券时报》；2011年05月09日发布)

所得 税制 改革	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業所得稅制を整備する。 ▪ 個人所得稅制改革を推進し、個人所得 稅收基數及び稅率の構造を合理的に調整 し、給与報酬所得費用及び控除基準を引 き上げる。
財產 行為 稅制 改革	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 不動産稅改革の推進を研究する。 ▪ 資源環境稅金費用制度を整備する。 費用の稅金化を引き続き推進し、価格、稅 金、費用、リース連動メカニズムに基づ き、資源稅稅負担を適切に引き上げ、重 要資源製品を從量定額徵收から從價定 率徵收へと改める。
稅收 政策 の調 整と 整備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 革新を奨励し、投資と消費を牽引し、戰 略的新産業とハイテク産業の發展を促 進し、研究成果物の産業化を支持し、 産業構造のバージョンアップとサービ ス業發展を推進する稅收政策を整備す る。 ▪ 企業の研究開発費用の加算控除等の技術 進歩を促す稅收インセンティブ政策を 実施する。 ▪ 循環經濟を發展させる稅收政策支援を 強化する。

(2011年5月9日付の「証券時報」より抜粋)

● [《实施〈中华人民共和国社会保险法〉若干规定》公开征求意见](#)

日前，人力资源和社会保障部公布《[实施〈中华人民共和国社会保险法〉若干规定\(征求意见稿\)》及其说明](#)，并公开征求意见（截止日期为2011年05月20日）。该《征求意见稿》内容包括：

- 规定基本养老保险缴费不足15年人员的待遇；
- 明确职工医保缴费年限按各地现有规定执行；
- 明确非本人意愿中断就业的具体情形；
- 明确个人账户不得提前支取和个人账户余额继承办法；
- 明确了养老保险关系转移接续的具体办法；等等。

(摘自中国政府法制信息网；2011年05月12日发布)

● [『《中華人民共和國社會保險法》實施若干規定》がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、人的資源社會保障部は「[『中華人民共和國社會保險法』實施若干規定\(意見募集案\)」及びその説明](#)を公表し、且つパブリックコメントを募集した(募集締切日は2011年5月20日)。本「意見募集案」には以下の内容が含まれる。

- 基本養老保險費用の納付が15年に満たない人員の待遇を規定した。
- 従業員医療保險納付年数は各地の現有の規定に基づき実施することを明確にした。
- 本人の意思によらずに就業を中断する具体的な状況を明確にした。
- 個人口座は期限前に引出しできないことと、個人口座の残額の繼承方法を明確にした。
- 養老保險關係移管の具体的方法を明確にした。などなど。

(2011年5月12日付の中国政府法制情報ウェブサイトより抜粋)

● [中国将修订《清洁生产促进法》、出台《限制商品过度包装条例》、《强制回收的包装物目录》](#)

国家发展与改革委员会在《关于落实全国人大常委会清洁生产促进法执法检查报告及审议意见的报告》中提出：

- 将配合全国人大常委会做好《清洁生产促

● [中国は「クリーン生産促進法」を改正し、「商品過剰包装制限条例」、「強制回収する包装物目録」を公布する](#)

国家發展改革委員會は「[全国人民代表大會常務委員會のクリーン生産促進法の法令執行檢查及び審議意見の報告](#)」の中で以下の通り言及している。

- 全国人民代表大會常務委員會が「クリーン生

进法》修订工作，适当强化企业责任，增强法律的可操作性和约束力；

- 抓紧完善并出台《限制商品过度包装条例》和《强制回收的包装物目录》。

(摘自中国人大网；2011年05月13日发布)

● 简析《工商行政管理机关禁止垄断协议行为的规定》等三个反垄断法配套规章（连载之一/共二篇）

国家工商总局于2010年12月31日同步发布了《工商行政管理机关禁止垄断协议行为的规定》(以下简称“《53号令》”)、《工商行政管理机关禁止滥用市场支配地位行为的规定》(以下简称“《54号令》”)、《工商行政管理机关制止滥用行政权力排除、限制竞争行为的规定》(以下简称“《55号令》”)三个《反垄断法》的实体性配套规章(以下合称“三个配套规章”，“三个配套规章”均于2011年02月01日施行)，对《反垄断法》的相关规定进行了明确、细化等。本文将结合《反垄断法》、《反不正当竞争法》、国家发改委发布的《反价格垄断规定》和《反价格垄断行政执法程序规定》等相关法规，对“三个配套规章”进行简要分析、介绍。

“三个配套规章”的规制对象

《反垄断法》所规制的垄断行为主要包括：垄断协议、滥用市场支配地位、经营者集中、以及滥用行政权力排除限制竞争。而根据“三个配套规章”的相关规定，且，与国家工商总局的反垄断执法权限¹相对应，“三个配套规章”所规制的对象，主要包括垄断协议、滥用市场支配地位、以及滥用行政权力排除限制竞争（价格垄断行为除外）。

“三个配套规章”的主要内容

对于“三个配套规章”的主要内容，按照垄断协议、滥用市场支配地位、以及滥用行政权力排除限制竞争的顺序，并结合相关法规等，我们制表简要分析、介绍如下。

■ **垄断协议**

关于协同行为的认定	
《反垄断法》的相关规	根据《反垄断法》第13条第二款的规定，垄断协议，是指排除、限制竞争的协议、决定或 其他协同行为 。但是，对协同行

¹ 根据《反垄断法》及《国家工商行政管理总局主要职责内设机构和人员编制规定》等的相关规定，国家工商总局主要负责垄断协议、滥用市场支配地位、滥用行政权力排除限制竞争行为（价格垄断行为除外）的反垄断执法工作。此外，商务部主要负责对经营者集中行为进行反垄断审查；国家发改委主要负责价格垄断行为的执法工作。

¹ 「独占禁止法」及び「主な職責内設機関及び人員編成についての国家工商行政管理総局の規定」等の関係規定によると、国家工商総局は主に独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力を濫用した競争を制限し排除する行為（価格独占行為は除く）の独占禁止法令執行作業をつかさどる。また、商務部は事業者集中行為について独占禁止の審査実施をつかさどり、国家發展改革委員会は主に価格独占行為の法執行作業をつかさどる。

産促進法」の改正作業を貫徹し、企業責任を適切に強化し、法律の操作可能性及び拘束力を引き上げるうえで協力する。

- 「商品過剰包装制限条例」及び「強制改修する包装物目録」の整備と公布を急ぐ。

(2011年5月13日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋)

● 「工商行政管理機関が独占協定行為を禁止する規定」等の3つの独占禁止法関連規則を簡潔に分析する(連載一回目/計二回)

国家工商総局は2010年12月31日に「独占協定行為を禁止する工商行政管理機関の規定」(以下「53号令」という)、「市場支配的地位濫用行為を禁止する工商行政管理機関の規定」(以下「54号令」という)、「行政権力を濫用し、競争行為を排除し、制限する行為を制止する工商行政管理機関の規定」(以下「55号令」という)の3つの「独占禁止法」の实体性関連規則(以下「3つの関連規則」といい、「3つの関連規則」はいずれも2011年2月1日から施行)を同時に公布し、「独占禁止法」の関係規定を明確化し、詳細化している。本文では、「独占禁止法」、「不正競争防止法」、国家發展改革委員会が公布した「価格独占禁止規定」及び「価格独占禁止行政法令執行手続規定」等の関係する法規とあわせ、「3つの関連規則」を簡潔に分析し、紹介する。

「3つの関連規則」の規制対象

「独占禁止法」が規制する独占行為には主に、独占協定、市場支配的地位の濫用、事業者集中、及び行政権力を濫用した競争の排除制限が含まれる。また、「3つの関連規則」の関係規定に基づき、且つ、国家工商総局の独占禁止法令執行権限¹と対応させると、「3つの関連規則」の規制する対象には、主に独占協定、市場支配的地位の濫用、及び行政権力を濫用した競争の排除制限が含まれる(価格独占行為は除く)。

「3つの関連規則」の主な内容

对于「3つの関連規則」の主な内容については、独占協定、市場の支配的地位の濫用、及び行政権力を濫用した競争の排除制限の順序に従い、且つ関係法規とあわせて、下表の通り簡潔に分析し、紹介する。

■ **独占協定**

協同行為の認定について	
「独占禁止法」の	「独占禁止法」第13条第二項の規定によると、独占協定とは、競争を排除し、制限する協定、決定又は その他協同行為 をいう。ただし、

定	为的含义和具体认定,《反垄断法》并未明确。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	根据《53 号令》第 2 条,其他协同行为,是指经营者虽未明确订立书面或者口头形式的协议或者决定,但实质上存在协调一致的行为。同时,根据《53 号令》第 3 条,认定协同行为时需要考虑的因素主要包括: 1) 经营者的市场行为是否具有一致性; 2) 经营者之间是否进行过意思联络或信息交流; 3) 经营者能否对一致行为作出合理的解释; 4) 相关市场的结构情况、竞争状况、市场变化情况、行业情况等。
律师简要提示	<ul style="list-style-type: none"> 在本质上,《53 号令》对协同行为的认定因素的规定,与《反价格垄断规定》对协同行为(价格垄断方面)的认定因素的规定基本一致。 对于何为“合理的解释”,《53 号令》并未明确,实践中,可能主要取决于反垄断执法机构的自由裁量等。
关于限制商品的生产数量或销售数量	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 13 条规定了横向垄断协议(即,具有竞争关系的经营者之间达成的垄断协议),其中,该条第一款第(二)项禁止具有竞争关系的经营者之间达成“限制商品的生产数量或者销售数量”的垄断协议。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《53 号令》第 4 条对此进一步细化为: 1) 以限制产量、固定产量、停止生产等方式限制商品的生产数量或限制商品特定品种、型号的生产数量; 2) 以拒绝供货、限制商品投放量等方式限制商品的销售数量或限制商品特定品种、型号的销售数量。
关于分割销售市场或原材料采购市场	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 13 条第一款第(三)项禁止具有竞争关系的经营者之间达成“分割销售市场或者原材料采购市场”的垄断协议。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《53 号令》第 5 条对此进一步细化为: 1) 划分商品销售地域、销售对象或销售商品的种类、数量; 2) 划分原料、半成品、零部件、相关设备等原材料的采购区域、种类、数量; 3) 划分原料、半成品、零部件、相关设备等原材料的供应商。

關係規定	協同行為の意味及び具体的な認定について、「独占禁止法」では明確にされていない。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「53 号令」第 2 条によると、その他協同行為とは、事業者が書面又は口頭での協定又は決定を明確には結んでいないが、実質的には協調行為が存在することをいう。また、「53 号令」第 3 条によると、協同行為の認定時に検討しなければならない要素として主に以下のものが含まれるとされている。 1) 事業者の市場行為に一致性があるかどうか。 2) 事業者間で意思の疎通又は情報交換を行ったことがあるかどうか。 3) 事業者は一致行為について合理的な解釈を行うことができるかどうか。 4) 関係市場の構造状況、競争状況、市場の変化状況、業種の状況等。
簡潔なコメント	<ul style="list-style-type: none"> 本質的には、「53 号令」の協同行為に対する認定要素の規定は、「価格独占禁止規定」における(価格独占方面での)協同行為の認定要素の規定と基本的に一致している。 何をもって「合理的な解釈」とするのか、「53 号令」では明確にされていないが、実践においては、主には独占禁止法令執行機関の自由裁量に委ねられると思われる。
商品の生産数又は販売数の制限について	
「独占禁止法」の關係規定	「独占禁止法」第 13 条では、横方向の独占協定(即ち、競争関係のある事業者間で締結した独占協定)について定めており、そのうち、同条の第一項第(二)号では、競争関係のある事業者間で「製品の生産数又は販売数を制限する」独占協定を締結することを禁止している。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「53 号令」第 4 条では、この点について以下の通りより詳細化している。 1) 生産量を制限し、生産量を固定し、生産を停止する等により商品の生産数を制限し又は商品の特定の品種、型番の生産数を制限すること。 2) 製品の供給を拒否し、商品の投入量を制限する等により商品の販売数を制限し、又は商品の特定の品種、型番の販売数を制限すること。
販売市場又は原材料仕入市場の分割について	
「独占禁止法」の關係規定	「独占禁止法」第 13 条第一項第(三)号では、競争関係のある事業者間で「販売市場又は原材料仕入市場を分割する」独占協定を締結することを禁止している。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「53 号令」第 5 条では、この点について以下の通りより詳細化している。 1) 商品の販売地域、販売対象又は販売商品の種類、数量を区分すること。 2) 原料、仕掛品、部品、関係設備等の原材料の仕入区域、種類、数量を区分すること。 3) 原料、仕掛品、部品、関係設備等の原材料の供給業者を区分すること。

关于限制购买新技术、新设备或限制开发新技术、新产品	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 13 条第一款第（四）项禁止具有竞争关系的经营者之间达成“限制购买新技术、新设备或者限制开发新技术、新产品”的垄断协议。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《53 号令》第 6 条对此明确、细化为： 1) 限制购买、使用新技术、新工艺； 2) 限制购买、租赁、使用新设备； 3) 限制投资、研发新技术、新工艺、新产品； 4) 拒绝使用新技术、新工艺、新设备； 5) 拒绝采用新的技术标准。
关于联合抵制交易	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 13 条第一款第（五）项禁止具有竞争关系的经营者之间达成“联合抵制交易”的垄断协议。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《53 号令》第 7 条对此明确、细化为： 1) 联合拒绝向特定经营者供货或销售商品； 2) 联合拒绝采购或销售特定经营者的商品； 3) 联合限定特定经营者不得与其具有竞争关系的经营者进行交易。
关于宽大制度	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 46 条对宽大制度（主要针对垄断协议）作了原则性规定（“经营者主动向反垄断执法机构报告达成垄断协议的有关情况并提供重要证据的，反垄断执法机构可以酌情减轻或者免除对该经营者的处罚”，但是，对减轻、免除处罚的具体适用条件、以及何为重要证据等，《反垄断法》并未明确。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《53 号令》第 12 条等对此明确、细化为： <ol style="list-style-type: none"> 1) 免除处罚：对第一个主动报告所达成垄断协议的有关情况、提供重要证据并全面主动配合调查的经营者，免除处罚。 2) 减轻处罚：对主动向工商行政管理机关报告所达成垄断协议的有关情况并提供重要证据的其他经营者，酌情减轻处罚。 ▪ 根据《53 号令》第 11 条第三款，所谓重要证据，是指能够对工商行

新技术、新設備購入の制限又は新技术、新製品の開発の制限について	
「独占禁止法」の關係規定	「独占禁止法」第 13 条第一項第（四）号では、競争関係のある事業者間で「新技术、新設備の購入を制限し、又は新技术、新製品の開発を制限する」独占協定を締結することを禁止している。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「53 号令」第 6 条では、この点について以下の通り明確にし、詳細化している。 1) 新技术、新工程の購入、使用を制限すること。 2) 新設備の購入、リース、使用を制限すること。 3) 新技术、新工程、新製品の出資、研究開発を制限すること。 4) 新技术、新工程、新設備の使用を拒否すること。 5) 新しい技術基準の採用を拒否すること。
取引の共同ボイコットについて	
「独占禁止法」の關係規定	「独占禁止法」第 13 条第一項第（五）号では、競争関係のある事業者間で「取引の共同ボイコット」に関する独占協定を締結することを禁止している。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「53 号令」第 7 条では、この点について以下の通り明確にし、詳細化している。 1) 特定の事業者への製品供給又は商品の販売を共同で拒否すること。 2) 特定事業者の商品の仕入れ又は販売を共同で拒否すること。 3) 特定の事業者が自己と競争関係のある事業者と取引をしてはならないと共同で限定すること。
寛大な制度について	
「独占禁止法」の關係規定	「独占禁止法」第 46 条では、寛大な制度について（主に独占協定について）原則的な規定を行っている（「事業者が自主的に独占禁止法執行機関に独占協定の締結に係る状況につき報告し、且つ重要な証拠を提供したときは、独占禁止法執行機関は情状酌量により当該事業者への処罰を軽減し又は免除することができる」としている）が、処罰を軽減し又は免除する具体的な適用条件、及び何をもって重要な証拠とするのか等、「独占禁止法」では明確にされていない。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「53 号令」第 12 条では、この点について以下の通り明確にし、詳細化している。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 処罰の免除：独占協定を締結した関係状況の報告、重要な証拠の提供を最初に行い且つ調査に全面的かつ自主的に協力した事業者については、処罰を免除する。 2) 処罰の軽減：工商行政管理機関に対し、独占協定を締結した関係状況を報告し且つ重要な証拠を提供したその他の事業者については、情状酌量により処罰を軽減する。 ▪ 「53 号令」第 11 条第三項によると、重要

	政管理机关启动调查或对认定垄断协议行为起到关键性作用的证据，包括参与垄断协议的经营者、涉及的产品范围、达成协议的内容和方式、协议的具体实施情况等。
律师简要提示	<ul style="list-style-type: none"> 对于酌情减轻处罚的情形，《53 号令》未予进一步明确、细化，实践中，国家发改委发布的《反价格垄断行政执法程序规定》第 14 条²的相关规定，可能具有一定的参考价值、指导意义。 根据《53 号令》第 13 条，宽大制度主要针对《反垄断法》第 46 条规定的罚款的处罚，而并不包括没收违法所得等处罚。

	な証拠とは、工商行政管理機関が調査を開始し又は独占協定行為の認定にあたり肝心な役割を果たすことのできる証拠をいい、独占協定に参加した事業者、関係する製品の範囲、協定を締結した内容及び方式、協定の具体的な実施状況等が含まれる。
簡潔なコメント	<ul style="list-style-type: none"> 情状酌量し処罰を軽減する状況について、「53 号令」では明確且つ詳細化されていないが、実践においては、国家発展改革委員会が公布した「価格独占禁止行政法令執行手続規定」第 14 条²の関係規定がある程度の参考価値、指導的意味合いを持つと思われる。 「53 号令」第 13 条によると、寛大な制度は主に「独占禁止法」第 46 条に定める罰金の処罰を対象としているが、違法所得の没収等の処罰は含まれない。

此外，值得注意的是，对于《反垄断法》第 14 条（纵向垄断协议³），《53 号令》并未进行明确、细化。根据中国及国外的立法、执法的实践和经验来看，纵向垄断协议主要还包括：**限制商品销售地域/销售对象的协议**⁴、选择性销售协议、特许协议等。这些行为是否属于《反垄断法》禁止的违法行为，《反垄断法》、《53 号令》等均未予明确，我们理解，这些行为可能属于“反垄断执法机构认定的其他垄断协议”的规制范围，实践中，可能主要取决于反垄断执法机构的自由裁量等⁵。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》(Issue 250)中，我们将继续对“滥用市场支配地位”、“滥用行政权力排除限制竞争”等进行分析。

(里兆律师事务所 2011 年 05 月 13 日整理编写)

また、注目すべき点として、「独占禁止法」第 14 条（縦方向の独占協定³）について、「53 号令」では明確化、詳細化はしていない。中国及び国外の立法、法令執行の実践及び経験に基づき判断する限りでは、縦方向の独占協定には、**商品販売地域/販売対象を制限する協定**⁴、選択性販売協定、ライセンス協定等が含まれる。これら行為は「独占禁止法」に禁止する違法行為に該当するかどうかについて、「独占禁止法」、「53 号令」等ではいずれも明確にされていないが、筆者の理解では、これら行為は「独占禁止法令執行機関が認定するその他の独占協定」の規制範囲に該当すると思われる、実践においては、主に独占禁止法令執行機関の自由裁量⁵に委ねられると思われる。

紙面の関係上、以上紹介する。次回の「里兆法律情報」(Issue 250)では、引き続き「市場支配的地位の濫用」、「行政権力を濫用した競争の排除と制限」を紹介する。

(里兆法律事務所が 2011 年 5 月 13 日付で作成)

² 《反价格垄断行政执法程序规定》第 14 条：“……第二个主动报告达成价格垄断协议的有关情况并提供重要证据的，可以按照不低于 50% 的幅度减轻处罚；其他主动报告达成价格垄断协议的有关情况并提供重要证据的，可以按照不高于 50% 的幅度减轻处罚。”

² 「価格独占禁止行政法令執行手続規定」第 14 条：「……価格独占協定の締結に係る状況の報告と重要な証拠の提供を 2 番目に自主的に行った事業者は、50% の幅を下回らない基準で処罰を軽減することができ、価格独占協定の締結に係る状況の報告と重要な証拠の提供を自主的に行ったその他の事業者は、50% の幅を上回らない基準で処罰を軽減することができる。」

³ 即ち、经营者与其交易相对人（例如，生产商与批发商、批发商与零售商等）之间的达成的垄断协议。

³ 即ち、事業者とその取引相手（たとえば、生産業者と卸売業者、卸売業者と小売業者等）の間で締結した独占協定。

⁴ 即ち、经营者直接或间接限制其交易相对人的销售区域、销售对象等，该等行为在实践中较为常见。

⁴ 即ち、事業者が直接に又は間接的にその取引相手の販売区域、販売対象等を制限することであり、これら行為は実践においてはよく見られるものである。

⁵ 从目前我们得到的信息来看，对于这些行为，在法律未明确规定其违法性的情况下，反垄断执法机构一般不会轻易行使自由裁量权确认其违法并加以处罚。

⁵ 現在、筆者が入手している情報から判断する限り、法律でその違法性が明確に定められていない状況において、独占禁止法令執行機関は、通常、自由裁量権を濫用してその違法を確認し且つ処罰することはないはずである。